

広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針（案）の概要

平成 30 年2月 広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会【東部建設事務所管内】事務局

1 取組方針の策定の趣旨について

近年、これまでの記録を超える降雨が各地で観測されるなど、河川施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まる
ことが懸念されている。

このため、広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会では、施設では守りきれない大洪水は必ず発生する
との考えに立ち、減災に向けた施策の指針となる「取組方針」に基づき、各構成員の役割分担のもと、各種取組を
積極的に推進する。

2 地域の状況等について(過去の主な洪水被害)

- 【一級河川芦田川水系】
 - ・大正 8 年 7 月梅雨前線豪雨により福山市や府中市などで死者23名，昭和20年 9 月枕崎台風により死者85名
 - ・昭和47年 6 月台風により浸水家屋33棟，昭和60年 6 月梅雨前線豪雨により浸水家屋146棟
 - ・平成28年 6 月梅雨前線豪雨に伴う河川の氾濫により，建物の半壊13棟，一部損壊23棟，床上浸水63棟 など
- 【二級河川羽原川水系】
 - ・平成16年 8 月の台風16号に伴う高潮により，福山市で浸水家屋255棟 など
- 【二級河川沼田川水系】
 - ・平成11年 6 月梅雨前線豪雨により，三原市等で浸水家屋289棟 など

洪水被害に備え計画的に河川改修等を進めているが、近年の気候変動により施設の能力を上回る洪水の発生頻度
が高まることが予想されており，より一層のハード・ソフト対策を用いた防災・減災対策に取り組む必要がある。

3 これまでの主な取組状況について

- (1) 河川整備による災害防止・減災対策
 - ・「ひろしま川づくり実施計画 2016 (H28 作成)」
に基づく河川改修事業を計画的に実施
 - ・「河川内の堆積土等除去計画 (H28 作成)」
に基づき、洪水時に流れを阻害し河川の水位
を上昇させ浸水などの被害を助長するおそ
れがある堆積土等の撤去を計画的に実施

- (2) 自助,共助,公助による地域防災力の向上
 - ・氾濫危険水位等の基準水位の見直しに着手
 - ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図
の作成に着手
 - ・堤防の浸透・侵食に関する監視強化
 - ・要配慮者利用施設の管理者への河川・防災気
象情報の活用等に係る説明会の開催
 - ・雨量や河川水位等の観測情報を「広島県河川
防災情報システム」により住民等へ配信
 - ・河川防災の出前講座の開催，避難訓練の実施

4 減災に向けた目指すべき姿

「洪水による『災害死ゼロ』の実現を目指し，河川管理者や市町，气象台などの行政機関が一体となって，
減災に向けた取組方針に基づく取組を積極的に推進し，

すべての行政や住民等の各主体が，
施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの認識を持ち，普段から災害に備え，
いざという時に命を守るための行動をとることができる
体制づくりが進んでいる。

状態を目指す。

5 減災に向けた取組方針について

『広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動』での取組を推進するとともに，施設では防ぎきれない大洪水
に備え，避難勧告等の発令判断に資する情報を県，市町，国などの関係機関で共有し，連携して洪水に関する
適切な市町の避難勧告の発令及び住民の円滑かつ迅速な避難行動の推進などに取り組む。



- 【取組方針のフォローアップ】
- (1) 各構成員の取組内容は，必要に応じて広島県の水防計画や市町の地域防災計画等に反映することにより責任を明確にし，組織的，計画的，継続的に実施する。
 - (2) 協議会は，国直轄河川や各都道府県の減災に向けた取組状況を収集し，各構成員へ情報提供する。
 - (3) 毎年，協議会を開催して各構成員の取組状況をフォローアップし，必要に応じて「取組方針」の見直しを実施する。
 - (4) 今後検討することとしている項目等については，協議会で調整・確認し，順次実施する。
 - (5) 協議会での取組内容等については広島県のホームページ等で公表する。